

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	保育園運営に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、保育園運営に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

港区長

公表日

令和8年3月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育園運営に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)、子ども子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)、港区子ども・子育て支援法施行細則、港区保育の実施に関する条例、港区保育の実施に関する条例施行規則に基づき、保育の実施にともなう保育園入園管理、保育園保育料等の納付管理を行う。 マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。
③システムの名称	1福祉総合システム 2税務システム 3システム共通基盤 4中間サーバー 5サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援サブシステムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) (以下、「番号法」という。) 第9条第1項 別表第9項及び第127項 2 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条 別表第一第14項、第15項 別表第二第13項、第14項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)なし (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠)第17項、第155項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭支援部保育課
②所属長の役職名	保育課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号 子ども家庭支援部保育課保育支援係 芝地区総合支所 区民課 〒106-8515 東京都港区六本木5丁目16番45号 麻布地区総合支所 区民課 〒107-8516 東京都港区赤坂4丁目18番13号 赤坂地区総合支所 区民課 〒108-8581 東京都港区高輪1丁目16番25号 高輪地区総合支所 区民課 〒105-8516 東京都港区芝浦1丁目16番1号 芝浦港南地区総合支所 区民課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども家庭支援部保育課保育支援係 03-3578-2441
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
<p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
<p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満</p>	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
<p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[]	人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーの紐づけにおいては、必ず2名以上の体制で確認を行っているため。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者等への研修の周知を欠かさず行っており、未受講者に対してはリマインド等の対応も取っているため。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署	横尾 恵理子	増田 玲子	事後	人事異動による変更
平成28年4月15日	I 関連情報 3 個人番号の利用	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月)	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月)	事後	条例制定に伴う記載事項の追記
平成28年10月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日)	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日)	事前	情報照会根拠事務の追加
平成28年10月1日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署	子ども家庭支援部保育担当課	子ども家庭支援部保育担当	事後	組織名称の変更
平成28年10月1日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問	03-3578-2445	03-3578-2441	事後	問合せ電話番号の変更
平成28年10月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点	平成27年3月1日時点	平成28年10月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成29年4月1日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署 ①部署	子ども家庭支援部保育担当	子ども家庭支援部保育課	事後	組織名称の変更
平成29年4月1日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署 ②所属長	保育担当課長 増田 玲子	保育課長 重富 敦	事後	人事異動による変更
平成29年4月1日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	子ども家庭支援部子ども家庭課保育支援係	子ども家庭支援部保育課保育支援係	事後	組織名称の変更
平成29年4月1日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問	子ども家庭支援部子ども家庭課保育支援係	子ども家庭支援部保育課保育支援係	事後	組織名称の変更
平成29年5月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点	平成28年10月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成29年7月15日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署 ②所属長	保育課長 重富 敦	保育課長 山越 恒慶	事後	人事異動による変更
平成29年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点	平成29年4月1日時点	平成29年11月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成29年11月20日	I 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	略	略	事後	事務の概要及びシステム名称の追加
平成29年11月20日	I 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1から4 略	1から4 略 5 サービス検索・電子申請機能	事後	事務の概要及びシステム名称の追加
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点	平成29年11月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日				事後	様式変更のため
平成31年4月1日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署 ②所属長	保育課長 山越 恒慶	保育課長	事後	氏名記載不要となったため
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	IV リスク対策 全項目を新規記載			事後	様式変更のため
令和2年4月1日	法令上の根拠	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月)	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月)	事後	別表第一第8項(抜粋)「保育所における保育の実施若しくは」
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和3年6月30日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事前	番号法改正のため
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和5年6月21日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	2 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年港区)	2 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号)	事後	条例改正のため
令和5年6月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和6年6月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和7年5月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和8年3月18日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) (以下、「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一第8項及び別表第一第94項	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) (以下、「番号法」という。) 第9条第1項 別表第9項及び第127項	事後	番号法改正のため
令和8年3月18日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠)なし (別表第二における情報照会の根拠)第13項、第116項	番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)なし (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠)第17項、第155項	事後	番号法改正のため